

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 5月28日
【会社名】	株式会社リボミック
【英訳名】	RIBOMIC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 義一
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台三丁目16番13号
【電話番号】	03-3440-3745
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 宮崎 正是
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金台三丁目16番13号
【電話番号】	03-3440-3745
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 宮崎 正是
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	<p>その他の者に対する割当</p> <p>第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 1,000,000,000円</p> <p>第14回新株予約権証券 1,634,000円</p> <p>新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">1,001,642,000円</p> <p>(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。</p>
【安定操作に関する事項】	該当事項なし。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社リボミック第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金1,000,000,000円
各社債の金額(円)	金25,000,000円の1種
発行価額の総額(円)	金1,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成33年12月31日
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。但し、繰上償還する場合は本欄第2項第(2)号乃至第(3)号に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成33年12月31日(以下「償還期限」という。)にその総額を償還する。 (2) 当社は、平成30年6月13日以降、平成33年12月30日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 平成30年6月13日から平成31年6月12日までの期間：100.5% 平成31年6月13日から平成32年6月12日までの期間：101.0% 平成32年6月13日から平成33年6月12日までの期間：101.5% 平成33年6月13日から平成33年12月30日までの期間：102.0% (3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、(注)7に記載の繰上償還事由に該当した場合、当社に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額に110.0%の割合に乗じた金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。 (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p>
募集の方法	<p>第三者割当の方法により、次の金額を次の者に割り当てる。</p> <p>ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合に725,000,000円 THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合に275,000,000円 (以下「割当予定先」という。)</p>
申込証拠金	該当事項なし。
申込期間	平成30年6月13日
申込取扱場所	株式会社リボミック 管理本部管理部 東京都港区白金台三丁目16番13号
払込期日	平成30年6月13日 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。
振替機関	該当事項なし。
担保の種類	該当事項なし。
担保の目的物	該当事項なし。
担保の順位	該当事項なし。
先順位の担保をつけた債権の金額	該当事項なし。

担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	該当事項なし。
担保付社債信託法上の受託会社	該当事項なし。
担保の保証	該当事項なし。
財務上の特約 (担保提供制限)	<p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。</p> <p>2 本欄第1項に基づき担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

- (注) 1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)に関して、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。
- 2 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
- 3 期限の利益喪失に関する特約  
当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。
- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、上記表中「財務上の特約(担保提供制限)」又は「償還の方法」欄第1項及び第2項の規定に違反し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売(公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。
- 4 本社債権者に通知する場合の公告の方法  
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。
- 5 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 6 取得格付  
格付は取得していない。

## 7 本社債権者による繰上償還事由

当社は、割当予定先の無限責任組員である株式会社ウィズ・パートナーズ(以下「ウィズ・パートナーズ」という。)との間で本有価証券届出書提出日と同日に、投資契約書(以下「本投資契約」という。)を締結する予定であり、本投資契約には本社債の繰上償還の請求に関する下記の条項が含まれます。

割当予定先は、上記「償還の方法」欄第2項第(3)号の規定に従い、( )以下乃至のいずれかの事項が決定又は承認された場合、又は( )以下の事項があった場合に限り、かつ、払込期日以降、平成33年6月12日まで(当日を含む。)の間に限り、本新株予約権付社債の繰上償還の請求ができる。

当社及び米国子会社RIBOMIC USA Inc.(以下「当社等」という。)の組織再編行為(当社等が消滅会社となる第三者との合併、又は当社等が第三者の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割)

当社等の事業の第三者への全部若しくは重要な一部の譲渡

当社等の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続開始の申立て

当社の普通株式の上場廃止又はその決定

当社によるその時点で残存する本新株予約権の一部又は全部の取得の決定

当社による本投資契約の重大な違反についてウィズ・パートナーズからは是正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が治癒されない場合

## 8 本投資契約には本新株予約権付社債の引受け及び払込みの前提条件に関する下記の条項が含まれます。

払込期日において、本有価証券届出書の効力が発生していること並びに当社が平成29年6月26日に発行した第13回新株予約権(以下「第13回新株予約権」という。)に関し下記条件を満たしていること等を条件として、ウィズ・パートナーズは割当予定先に対して本新株予約権付社債の引受け及び払込みを実行させるものとする。

当社が、大和証券株式会社との間で締結した平成29年6月26日付コミットメント契約書に規定された事項その他の第13回新株予約権の行使の条件を満たす行為を払込期日までに行っておらず、また当該行使の条件が満たされていないこと。

当社が、当社取締役会決議において、払込期日以降1週間以内のいずれかの日(以下「本件取得消却日」という。)に第13回新株予約権の全部を取得すること、並びに取得した第13回新株予約権の全部を取得後直ちに消却することを決議したうえ、大和証券株式会社に対して本件取得消却日の2週間前までに通知していること。

当社が、第13回新株予約権の取得及び消却に関し、適時開示を行っていること。

## 9 上記8の前提条件が充足されない場合、本新株予約権付社債に係る割当ては行われない。

## (新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	1,633,986株 本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本表中「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額(但し、同欄第3項第(1)号乃至第(5)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。 但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。 2 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、612円とする。

## 3 転換価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価格調整始期の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本号乃至第(5)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(4)号に定める時価を下回る価額になる場合

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして本号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号又は上記( )による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第(4)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

本号乃至における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

本号乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本転換社債型新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については後記(注)4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

本号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(5)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。</p> <p>完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(5)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,000,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本表中「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年6月13日から平成33年12月30日までとする。但し、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成33年12月31日以後に本転換社債型新株予約権を行使することはできない。なお、本欄の定めるところにより本転換社債型新株予約権を行使することができる期間を、本「1 新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）」において行使可能期間という。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</li> <li>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</li> <li>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本転換社債型新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本転換社債型新株予約権の数は1個とし、合計40個の本転換社債型新株予約権を発行する。

2 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法

本転換社債型新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使可能期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所（以下、本「1 新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）」において、「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。

3 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4 株式の交付方法

当社は、本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本転換社債型新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本転換社債型新株予約権の行使に際して当該本転換社債型新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本転換社債型新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権付社債に係る要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関、株式会社プルートラス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下「プルートラス・コンサルティング」という。）の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案して、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし。

## 3【新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権)】

## (1)【募集の条件】

発行数	16,340個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,634,000円
発行価格	新株予約権1個につき100円(新株予約権の目的である株式1株につき1円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成30年6月13日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社リボミック 管理本部管理部 東京都港区白金台三丁目16番13号
払込期日	平成30年6月13日
割当日	平成30年6月13日
払込取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(注) 1 第14回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)については、平成30年5月28日開催の取締役会において、発行を承認する決議が行われている。

2 本投資契約には本新株予約権の引受け及び払込みの前提条件に関する下記の条項が含まれます。

払込期日において、本有価証券届出書の効力が発生していること並びに当社が第13回新株予約権に関し下記条件を満たしていること等を条件として、ウィズ・パートナーズは割当予定先に対して本件新株予約権の引受け及び払込みを実行させるものとする。

当社が、大和証券株式会社との間で締結した平成29年6月26日付コミットメント契約書に規定された事項その他の第13回新株予約権の行使の条件を満たす行為を割当日までに行っておらず、また当該行使の条件が満たされていないこと。

当社が、当社取締役会決議において、払込期日以降1週間以内のいずれかの日(前記「本件取得消却日」)に第13回新株予約権の全部を取得すること、並びに取得した第13回新株予約権の全部を取得後直ちに消却することを決議したうえ、大和証券株式会社に対して本件取得消却日の2週間前までに通知していること。

当社が、第13回新株予約権の取得及び消却に関し、適時開示を行っていること。

3 上記2の前提条件が充足されない場合、本新株予約権に係る割当ては行われない。

4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。

ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合及びTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,634,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。) 但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って、行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、612円とする。但し、行使価額は第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本号において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本号乃至第(5)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(4)号 に定める時価を下回る価額になる場合

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記( )による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第(4)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

本号乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については後記(注)1(3)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

本号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第(2)号乃至第(5)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第(2)号乃至第(5)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。)と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,001,642,000円 但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本新株予約権の払込金額の総額を、本表中「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年6月13日から平成34年6月12日。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の1週間前までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

## (注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、本新株予約権者は前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

(4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

2 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が同欄第3項に定める払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

3 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

4 本新株予約権の行使指示

当社は、下記5記載の条件に従い、何度でも本新株予約権の行使を指示することが可能であり、行使が行われた場合は、自己資本の強化が可能になります。

5 本投資契約には本新株予約権の行使指示に関する下記の条項が含まれます。

当社は、平成30年6月13日以降、次の場合にはウィズ・パートナーズに対して、本投資契約に定める条項に従い、本新株予約権の行使を指示することができます。ウィズ・パートナーズは、かかる指示のあった日(以下「行使指示日」という。)から2営業日以内に割当予定先に行使を行わせませす。

行使指示日を含めた10連続取引日(終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。以下、同じ。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値が行使価額の150%を超過した場合、累積で本新株予約権4,902個(行使総額300,002,400円、当該新株予約権の目的となる株式490,200株分)を上限として本新株予約権の行使を指示することができます。

行使指示日を含めた10連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値が行使価額の200%を超過した場合、前記に従う本新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権9,804個(行使総額600,004,800円、当該新株予約権の目的となる株式980,400株分)を上限として本新株予約権の行使を指示することができます。

但し、いずれの場合においても当該行使指示日において行使を指示できる本新株予約権は、当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数又は当社代表取締役が割当予定先に行う予定の貸株の数量のいずれか低い株数に相当する個数(以下「指示可能個数」といいます。)を上限とします。また、当社が行使を指示することのできる本新株予約権の個数は、いかなる場合も、合計して9,804個(行使総額600,004,800円、当該新株予約権の目的となる株式980,400株分)を超えないものとします。なお、当社は、( )割当予定先が本転換社債型新株予約権又は本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内、( )前記又はに従い当社がウィズ・パートナーズに対して本新株予約権の行使を指示した日から5営業日以内、及び( )割当予定先又はウィズ・パートナーズが当社の未公表のインサイダー情報を持っている期間は、ウィズ・パートナーズに対して本新株予約権の行使の指示をできないものとします。ただし、当社は前記( )の規定にかかわらず、割当予定先が本転換社債型新株予約権又は本新株予約権の行使を請求した個数が指示可能個数に満たない場合には、指示可能個数を上限として本新株予約権の行使を指示することができます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,001,642,000	20,000,000	1,981,642,000

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額1,000,000,000円に本新株予約権の発行価額の総額及び行使に際して払い込むべき金額の合計額1,001,642,000円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使による払込みにつきましては、原則として本新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により変更される場合があります。

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用、登録免許税及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、及び信託銀行手数料等)の合計額であります。

## (2)【手取金の使途】

課題	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
	RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費 (第 / a 相試験実施費用の一部)	99.8	平成30年6月～ 平成31年12月
	RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費 (第 b 相試験実施費用)	1,270	平成31年6月～ 平成33年12月
	RBM-007の軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用及び臨床開発費(第 相試験実施費用の一部及び第 a 相試験実施のための原薬製造費用の一部)	431.8	平成30年7月～ 平成33年3月
	次世代型「RiboARTシステム」の開発と新規事業展開	180	平成30年6月～ 平成33年12月

(注) 1 . 上記の使途及び金額は、従来の経験則に基づいて試算した概算値であります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合あるいは当社の取り巻く環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後のかかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途が変更となった場合は、法令等に従い適時適切に開示します。

- 上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。
- 実際に調達した資金は、上記具体的な資金使途の支払が発生した順に応じて充當いたします。また、資金使途の実行時において、資金調達が行われていなかった場合や、調達した資金が、上記予定の調達する資金に達しない場合は、自己資金の充當を含め、新たな資金調達を行う必要があります。

## 4 . 上記 ~ の具体的な資金使途

## RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費

50歳以上の人の約1%にみられ、欧米では失明原因の第1位となっている加齢黄斑変性症に対しては、網膜での異常な血管の新生を阻害する医薬品(ルセンティス、アイリーアなどのVEGF(血管内皮増殖因子)阻害薬)が開発されており、約1兆円の市場を形成しています。それらの実用化から約10年が経過しましたが、その後の追跡調査において臨床上の問題点が明らかになってきました。その一つは、既存薬(VEGF阻害薬)では効果が得られない患者がいることです。また、有効とみられた患者も3年程度経過すると薬効が低下し、再び失明のリスクにさらされることです。これらの要因として、病変による網膜の癒着化(線維化)(網膜下のタンパク質の線維化を原因とする癒着形成をいう)が関与していると考えられています。しかし、既存薬には癒着化を抑制する作用はありません。

これに対して、RBM-007は、血管新生のみならず、失明の原因ともなる癒着形成を抑制する作用を持つことが明らかになりました(非臨床POC、すなわち疾患モデル動物での効果の確認)。この事は、癒着病巣形成にFGF2が関与していることを示唆しています。このような二重作用(dual action)は既存薬にはない新規なメカニズムであり、既存薬では奏効しない患者に対して新しい治療法を提供するものと期待しております。このため当社では、RBM-007による加齢黄斑変性症での臨床試験を実施し、ヒトでの安全性・体内動態の確認とともに有効性の確認を進めてまいります。なお、RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とする臨床試験は、眼球の器官の一つである硝子体に注射を行うため健常人に対する第 相試験(治験薬の安全性や体内動態を確認するための試験)は実施せずに、患者に対する第 / a 相試験(少数の被験者に治験薬を少量から段階的に増量しながら投与し、治験薬の安全性(有害事象、副作用)や体内動態(吸収、分布、代謝、排泄)の確認とともに有効性の確認を並行して行う試験)を実施いたします。なお、第 / a 相試験のためのIND申請を遅くとも平成30年6月末まで(予定では6月中旬)に実施す

る予定であり、IND申請後速やかに臨床試験を開始する予定です。第 / a相試験の実施後において、患者に対する第 b相試験(200名規模の被験者に第 / a相試験の結果得られた投与量に基づき治験薬を投与し、治験薬の有効性の確認を行う試験)を実施いたします。

平成28年4月26日にロイターが配信した記事によると、平成26年時点の全世界の加齢黄斑変性症患者数1億3,500万人のうち1,225万人が米国に居住していると推定されており、米国では加齢黄斑変性症を対象とした臨床試験での被験者の確保を比較的容易に行うことができると考え、当社はRBM-007による加齢黄斑変性症を対象とした臨床試験を米国で行うことといたしました。これに向け、カリフォルニア大学サンフランシスコ校(UCSF)メディカルセンター眼科の医師であるRobert B. Bhisitkul教授と、メディカルエキスパートの委嘱に関する契約(Medical Expert Agreement)を締結し、米国での臨床試験を行うための準備を進めてきました。この臨床試験における主要な費用は、医療機関費用(治験を実施する医療機関で治験に関連して負担する費用)、CRO(Contract Research Organization、医薬品開発業務受託機関)委託費用等となります。

RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした第 / a相試験での臨床開発費への具体的な金額及び充当期間は、平成31年3月期に59,800千円、平成32年3月期に40,034千円を予定しております。

第 b相試験での臨床開発費への具体的な金額及び充当期間は平成32年3月期に300,000千円、平成33年3月期に600,000千円、平成34年3月期に370,000千円を予定しております。

RBM-007の軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用及び臨床開発費

四肢短縮による低身長(成人男性では身長が約130cm、成人女性では身長が約125cmに留まる)を主な症状とし、有効な治療薬が開発されていない、希少疾患の軟骨無形成症では、増殖期にある軟骨細胞の表面に現れる線維芽細胞成長因子3型受容体(FGFR3)に遺伝子変異が起きています。FGFR3の遺伝子変異は、軟骨細胞の増殖を強く抑制する作用を持ちます。この軟骨細胞の増殖を抑制するFGFR3の活性化にFGF2が深く関与している可能性が示唆されてきました。

当社が実施した、軟骨無形成症モデルマウス(FGFR3の遺伝子を軟骨無形成症の突然変異型に人為的に改変したマウス)を用いた薬理試験において、RBM-007は低身長改善効果を示し、軟骨無形成症に対する本薬剤の非臨床POCが確認されました(すなわち疾患モデル動物での本薬剤の効果の確認がなされました)。さらに、ヒトでの効果の裏付けとなるデータを取得する目的で、大阪大学医学部付属病院と、ヒトiPS細胞(人工多能性幹細胞)を用いた共同研究を実施してきましたが、軟骨無形成症患者由来のiPS細胞では喪失している軟骨細胞への分化誘導が、RBM-007存在下で回復することも確認しました。

さらに、本疾患に対する基礎・臨床面での様々な評価方法を有する大阪大学医学部、及びチェコ共和国Masaryk大学医学部とも連携して研究開発を進めております。また、大阪大学医学部の医師である大園恵一教授と医学専門家の委嘱に関する契約を締結し、本アプタマーの平成32年3月期中における独立行政法人・医薬品医療機器総合機構(PMDA)への治験計画届出とそれに続く臨床試験の実施に向けた体制の準備を整えております。

このプロジェクトは、平成28年度から平成30年度までにおいて国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)による創薬支援推進事業(希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業)として支援を受けるとともに、当社が平成29年6月26日に発行した第12回新株予約権(以下「第12回新株予約権」という。)により調達した資金を用いて治験計画届出のための準備を進め、当局との折衝も開始いたしました。

軟骨無形成症で対象となる患者は小児であるため、当社ではRBM-007による軟骨無形成症を対象とした臨床試験計画は慎重かつ入念に策定する必要があると考えております。当該計画については、米国への加齢黄斑変性症の治験計画届出における当局との折衝等で得た知見や、加齢黄斑変性症の第 / a相試験の経過を考慮して策定するため、加齢黄斑変性症の治験計画届出と軟骨無形成症の治験計画届出の間にはタイムラグが生じることが想定されます。今後の軟骨無形成症の臨床試験ではまず、成人の健常人を対象に治験薬の安全性や体内動態の確認を行う第 相試験を実施し、治験薬の安全性や体内動態を確認したうえで、少数の小児患者を対象に治験薬の有効性の確認を行う第 a相試験を実施いたします。

本資金調達において必要とする、RBM-007の軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用、及び臨床開発費の内訳は、医薬品の非臨床試験の安全性に関する信頼性を確保するための基準である、GLP(Good Laboratory Practice)適合非臨床安全性・毒性試験実施費用、第 a相試験実施のための原薬の製造・管理費用、第 相試験実施時の医療機関費用、CRO委託費用等となります。これらの具体的な金額及び充当期間は、平成31年3月期に41,500千円、平成32年3月期に290,300千円、平成33年3月期に100,000千円を予定しております。

#### 次世代型「RiboARTシステム」の開発と新規事業展開

当社のコアとなる創薬技術「RiboARTシステム」は、アプタマー創薬に関する総合的な技術や知識、経験等から成り、多様なプラットフォーム(本技術を応用して様々な新薬のシーズを創出する場、即ち創薬基盤)を構築しております。「RiboARTシステム」を用いることにより、疾患や標的タンパク質に限定されない様々な新薬のシーズを創製することが可能となり、多様なニーズに対しアプタマー医薬の開発を進めることができます。当社は、この「RiboARTシステム」を、次世代型「RiboARTシステム」へと発展させ、プラットフォーム技術が適用できる範囲をこれまで実施してきた細胞外の創薬標的をターゲットとしたアプタマー創薬に限定されることなく、既存技術では対応できない部位へのアプタマーの送達技術開発や、AI技術を活用したアプタマー取得技術の開発や、アプタマーの医薬品以外での新規用途開発につなげてまいります。では、及びに加え、次世代型「RiboARTシステム」の開発と新規事業展開を図るための開発費として、平成31年3月期に50,000千円、平成32年3月期に50,000千円、平成33年3月期に50,000千円、平成34年3月期に30,000千円を充当することを予定しております。

#### <資金調達背景及び主な目的>

当社は、前記「4 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載のRBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費、RBM-007の軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用及び臨床開発費、次世代型「RiboARTシステム」の開発と新規事業展開のための資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました結果、ウィズ・パートナーズの提案を受けたスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、当社が本新株予約権付社債の発行時点で1,000,000,000円の資金が使用可能になること、本新株予約権にて、強制行使条項が付与されており、一定の株価水準以上になった場合には事業の進展に合わせて、希薄化に配慮して段階的に資金調達が可能なことから、下記「<本資金調達において配慮した点>」に記載のとおり、本スキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断したため、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により資金調達を行おうとするものであります。なお、～に記載への資金の充当については、事業の進捗に合わせて、充当時期の早いものから段階的に充当してまいります。

本資金調達を実施するにあたり、当社は長期的に安定した財務基盤を維持し、臨床試験の実施に伴う将来の資金需要に対応できる機動的な資金調達手段かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段が必要であると判断し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

#### <資金調達の目的>

当社は、当社が次世代の医薬品と期待する核酸新薬として、一本鎖の核酸(生命の遺伝の仕組みを司るDNAやRNA)がもつ造形力によって、疾患の原因となる標的タンパク質に結合し、標的タンパク質の動きを阻害する核酸(以下「アプタマー」といいます。)を創製し、医療機関や患者様から求められている「Unmet Medical Needs(まだ有効な治療法が確立されておらず、医薬品の開発が強く望まれている治療分野の医療ニーズ)」の疾患に対する新薬の提供を目指しております。そのために、当社が独自に開発した、アプタマーを利用した医薬品開発(以下「アプタマー創薬」といいます。)のプラットフォーム技術(疾患を限定せず広い範囲の創薬を対象にできる汎用的な技術)である「RiboARTシステム(Ribomic Aptamer Refined Therapeutics System)」をベースとして、様々な疾患や創薬ターゲットに対する有効性が期待されるアプタマーを創製し、早期ライセンス・アウトを前提とした「自社創薬」と、製薬企業との「共同研究」を二つの柱として事業を進めてきました。

当社は、平成26年9月に東京証券取引所マザーズ市場に上場して以来、公募増資により調達した資金を用いて、この事業スキームを推進してまいりました。この資金を活用して研究開発を進め、自社創薬品目の一つとして、線維芽細胞増殖因子2(FGF2)を標的タンパク質とし、FGF2の動きを阻害する抗FGF2アプタマー(自社化合物番号RBM-007)を創製することに成功しました。RBM-007はFGF2に対し特異性が高く(つまりFGF2類縁因子を含めFGF2以外の他のタンパク質には反応せずFGF2のみに効果を有すること)かつ、抗体等の既存の阻害剤よりも強い阻害活性を有する(つまりFGF2の機能を阻害する効果が強いということ)アプタマーです。

1988年に米国の実験病理学会の機関誌である「American Journal of Pathology(Vol.130,393-400)」に発表された論文では、FGF2の生理作用の一つとして、新たな血管を作る作用があると報告されています。眼科領域の疾患の一つである加齢黄斑変性症は、炎症により網膜組織の血管(健全な場合には存在しない)が新たに作り出されることが原因で発症します。この事は、FGF2が加齢黄斑変性症の原因となっている可能性を示唆しております。

更に、1995年に米国の細胞生物学会の機関誌である「Molecular Biology of the Cell(Vol.6,1861-1873)」に発表された論文では、FGF2を過剰に生体内で発現させたマウスにおいて、体長が短縮することが報告されています。この事は、FGF2が四肢短縮の希少疾患である軟骨無形成症の原因となっている可能性を示唆しております。

これらの知見を基に、加齢黄斑変性症において網膜組織で新たに血管を作り出すFGF2の作用をRBM-007で抑制することができれば、RBM-007は加齢黄斑変性症の治療薬になり得る、更には、軟骨無形成症においてFGF2

が軟骨に及ぼす作用をRBM-007で抑制することができれば、軟骨無形成症の治療薬になり得ると考え、RBM-007の研究開発を進めました。この結果、加齢黄斑変性症と軟骨無形成症のいずれの疾患モデル動物においてもRBM-007の有効性が実証されたため、RBM-007は、両疾患に対する新規治療薬となりうることが明らかとなりました(研究成果の一部は米国遺伝子細胞治療学会の機関誌である「Molecular Therapy」誌、平成28年11月号に掲載。Vol.24,1974-1986,2016)。

なお、本日現在まで臨床ステージにあるFGF2阻害剤の報告はなく、RBM-007を用いた医薬品の開発が成功すれば、加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症の患者へ既存薬とは異なる作用メカニズムの新薬を提供することが出来ると同時に、新しい医薬市場を開拓し、当社の大きな収益につながると期待できます。このRBM-007の可能性を考慮すれば、臨床試験実施前の現段階で製薬企業に早期ライセンス・アウトするよりも、マザーズ市場に新規上場時には想定していなかった加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症を対象とした自社での臨床試験を実施し、RBM-007の製品価値を高めることが、より高額なライセンス収入を得ることにつながると判断し、平成29年6月にRBM-007の治験計画届出準備費用、及びRBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費に充当することを目的に第12回新株予約権を、RBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費に充当することを目的に第13回新株予約権(RBM-007を用いた軟骨無形成症に対するヒトでの最初の治験計画届出を行使の条件とするトリガー条項付)を発行いたしました。その後、第12回新株予約権の行使により調達した資金を用いて加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症を対象とした臨床試験実施のために必要となる治験計画届出準備(治験薬(治験用製剤)製造、GLP適合非臨床安全性・毒性試験、治験実施計画策定)を進めてまいりました。このような臨床試験の準備を進める過程において、RBM-007の加齢黄斑変性症に対する作用メカニズムは既存薬にはない新規なメカニズムであり、既存薬では奏効しない患者に対して新しい治療法を提供する必要があるという臨床医のニーズにマッチしていることから、臨床医によるRBM-007への期待が高まるとともに、RBM-007のライセンス・アウトと製品化への道筋をより確実なものとし、かつ、探索研究を中心とした事業から、自社創薬品目の臨床開発も手掛ける製薬企業へとステージアップするためには、第12回新株予約権の発行時点で想定していた臨床試験の第Ⅰ/a相試験に加えて、当社で200名規模の被験者に、治験薬を投与し第Ⅰ/a相試験と比較し有効性がより確認できる第Ⅰ/b相試験を実施する必要があると判断したため、本試験を実施するための資金として1,270,000千円が必要となりました。

第12回新株予約権ではRBM-007の治験計画届出準備費用として258,750千円、RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費(第Ⅰ/a相試験)として417,850千円を見込み、これまでに第12回新株予約権により593,615千円を調達し、RBM-007の治験計画届出準備費用として259,747千円を既に充当しておりますが、今後、第Ⅰ/a相試験の実施に必要な資金については、当初自社で実施することを想定していた医療機関との連携の一部を新たにCRO(Contract Research Organization、医薬品開発業務受託機関)に委託することとしたため、追加で費用が発生する見込となったことにより、本試験を実施するための資金として、第12回新株予約権による調達資金の未充当金額333,867千円に加え、99,800千円が必要となりました。

第12回新株予約権の発行後に実施した当局との折衝により、軟骨無形成症の治験計画届出に必要となるGLP適合非臨床安全性・毒性試験の実施項目が追加となったことにより、RBM-007の軟骨無形成症の治験計画届出準備費用が追加で発生することとなりました。また、上記に記載のとおり、当初想定していなかったRBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした第Ⅰ/b相試験を実施することとなったことに伴い、これまでに事業活動により獲得した資金を用いて加齢黄斑変性症の第Ⅰ/a相試験、及び軟骨無形成症の第Ⅰ/a相試験と第Ⅰ/a相試験用として製造していた原薬では、加齢黄斑変性症の第Ⅰ/a相試験と第Ⅰ/b相試験、及び軟骨無形成症の第Ⅰ/a相試験に必要な原薬を賄うことができるものの、軟骨無形成症の第Ⅰ/a相試験に必要な原薬を賄うことができず、先行手配の必要な原薬製造が追加で必要となりました。

なお、第13回新株予約権におけるRBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費(第Ⅰ/a相、第Ⅰ/a相試験)としては675,300千円を予定しておりましたが、平成30年3月に国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)による難治性疾患実用化研究事業に「抗FGF2アプタマー(RBM-007)を用いた軟骨無形成症治療薬の開発」と題する研究課題が採択され、これによる助成が受けられることとなったこと、及び第13回新株予約権の発行時点では平成33年3月期に予定していた、第Ⅰ/a相試験の実施が平成34年3月期からとなる見込みであり、第Ⅰ/a相試験のための費用は直ぐに資金を調達する必要はないため、今後において他の事業会社との提携を含めた資金調達方法を検討することいたしました。このような背景から、軟骨無形成症の開発を進めるための資金として、治験計画届出準備費用、第Ⅰ/a相試験実施費用の一部並びに第Ⅰ/a相試験実施のための原薬製造費用の一部として431,800千円が必要となりました。

当社といたしましては、RBM-007の加齢黄斑変性症、及び軟骨無形成症の臨床開発を確実に進めるための資金を調達し、現時点から、長期的に安定した財務基盤を確保しておく必要があると判断いたしました。

また、上記のRBM-007の開発を進め、ライセンス収入を得るまでにはある程度時間を要するため、これと並行して当社のコア技術である「RiboARTシステム」を更にブラッシュアップし、次世代型「RiboARTシステム」へと発展させ、アプタマーによる新規事業開発を図り安定的な収益基盤を整備する必要があると判断いたしました。この事業においては、アプタマーの医薬品としての可能性を拡げるために、既存技術では対応できない部位へのアプタマーの送達技術開発や、AI技術を活用したアプタマー取得技術の開発を行い、この技術を用いた製薬企業との共

同研究、アブタマーの医薬品以外での新規用途開発を行い、これを用いて製薬企業だけでなく、他分野の事業会社との協業を実施し、安定的な収益基盤の整備を進めてまいります。

これら当社の事業展開を実現させるために前記「4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費、RBM-007の軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用及び臨床開発費、次世代型「RiboARTシステム」の開発と新規事業展開、それぞれの費用が新たに必要となり、当社取締役会は、慎重に必要な性と合理性の双方の観点から審議を行った結果、今般、当該臨床開発のための資金調達を行うことを決定いたしました。

今回の資金調達を通して上記の活動資金を確保することで、新規事業展開につながる研究開発をスピードアップするとともに、RBM-007について自社での臨床開発を実施して製品価値を高め、製薬企業とのライセンス契約締結に向けた活動を加速させることで中長期的な企業価値向上を図る方針であり、本件第三者割当は株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと判断しております。

平成26年8月20日及び平成26年9月4日に決議した増資(以下「前々回増資」という。)の内容

当社は、公募による新株発行により平成26年9月18日に差引手取概算額2,519,440千円の増資を実施いたしました。上記において調達した資金の本有価証券届出書提出日現在の充当状況は以下のとおりです。

具体的な使途	充当予定額 (千円)	既充当金額 (千円)	未充当金額 (千円)
自社創薬の各パイプラインの研究開発費	2,519,440	857,970	1,661,469

なお、上記「自社創薬の各パイプラインの研究開発費」は、当社独自の創薬プラットフォームである「RiboARTシステム」を活用し、基礎・探索研究及び前臨床試験を実施するための研究開発費であります。前々回増資による調達資金は、臨床試験実施に至るまでの研究開発を目的とした資金であり、その目的に従い、RBM-007をはじめとした自社創薬の各パイプラインの臨床試験に至るまでのステージアップや新規パイプラインの創製に努めてまいりました。今後においては、前々回増資による調達資金のうち未充当のものを、当初の計画通り、RBM-007以外の自社創薬の各パイプラインのステージアップと新規パイプライン創出のために充当し、RBM-007に続く臨床開発品や、ライセンス・アウト候補品の創出に努めてまいります。

平成29年6月8日に決議した増資(以下「前回増資」という。)の内容

当社は、第三者割当による行使価額修正条項付き第12回新株予約権及び、第13回新株予約権の発行を行っており、上記において調達した資金の本有価証券届出書提出日現在の充当状況は以下のとおりです。

第12回新株予約権

具体的な使途	調達した資金の額 (千円)	既充当金額 (千円)	未充当金額 (千円)
RBM-007の治験計画届出準備費用 RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費	593,615	259,747	333,867

なお、上記「RBM-007の治験計画届出準備費用」はRBM-007の治験計画届出に必要な費用であり、その目的に従い、G L P 適合非臨床安全性・毒性試験の実施費用、及び治験薬の製造・管理費用に充当しております。なお、RBM-007の治験計画届出準備費用として当初258,750千円を予定しておりましたがG L P 適合非臨床安全性・毒性試験のための費用が当初計画を上回ったため、RBM-007の治験計画届出準備費用として259,747千円を充当しております。今後においては、その目的に従い、未充当のものをRBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費に充当し、RBM-007の開発を着実に進めてまいります。

第13回新株予約権

具体的な使途	調達した資金の額 (千円)	既充当金額 (千円)	未充当金額 (千円)
RBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費			

なお、第13回新株予約権には、RBM-007を用いた軟骨無形成症に対するヒトでの最初の治験計画届出を行使の条件とするトリガー条項が付されており、本有価証券届出書提出日現在においてはトリガー条項が満たされていないため、未行使となっております。

#### <他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

有償の株主割当及びライツオフリングは、既存株主に十分に配慮したうえで、資金調達ができるという面において有効な調達方法である反面、発行時に必要な資金が調達できない可能性があります。

公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式発行の場合には、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、転換社債型新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

新株予約権のみに限定した資金調達の場合は、発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向により当初想定していた資金調達ができない、又は、実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があります。

転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、開発の進捗に応じて必要な資金調達を行うという柔軟性を十分に確保することが困難になります。

間接金融については、当社は3期連続の赤字決算であり、先行投資の事業計画を持つ当社の財務的な状況から、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた上記のような大型の資金調達を金融機関からの借入れにより行うのは極めて難しい状況にあります。

#### <本資金調達において配慮した点>

##### 株価への影響の軽減

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日(平成30年5月25日)の当社普通株式の普通取引の終値までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均の小数点以下を切り上げた612円に決定いたしました。当該転換価額及び行使価額については、発行後に修正が行われない仕組みとなっています。当該転換価額及び行使価額の決定については、割当予定先と当社株式の各期間における市場での売買出来高や株価変動、決算短信等の情報開示からの期間等を協議した上で、総合的に判断いたしました。(なお、詳しくは後述「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」をご参照ください。)

本件第三者割当による資金調達は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、本新株予約権付社債の転換や本新株予約権の行使が行われるため、新株発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時に集中して行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

##### 希薄化の抑制

行使価額修正条項が付されている場合(いわゆる「MSCB等」とは異なり、転換価額及び行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。また、新株の発行と比べて、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行される可能性があるため、新株式のみを一度に発行する場合と比べて、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、ひいては株価に対する一時的な影響を小さくすることができると考えられます。したがって、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達が実現できます。

平成30年5月28日現在、第13回新株予約権につきましては10,000個、対象株数1,000,000株の未行使の状況ではありますが、残存する第13回の新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却することが、当社にとって潜在株式数を抑制することとなり、ウィズ・パートナーズにとっては本投資における権利行使を円滑に進めることができるため本投資契約の前提条件となっており、第13回新株予約権の発行要項第14項第(1)号及び関連する会社法の規定に基づき、本日開催の取締役会において取得及び消却の決議をいたしました。(本日開示「行使価額修正条項付き第13回新株予約権(第三者割当て)の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。)これにより、希薄化の程度が抑えられるものと考えております。なお、第13回新株予約権における未行使分の全部を取得するための資金(1,800,000円)は、自己資金にて充当致します。

##### 資本政策の柔軟性

本新株予約権付社債については、一定の条件下において当社の判断によりその全部又は一部を償還することが、本新株予約権については、一定の条件下において当社の判断によりその全部を取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

### 追加的な資金調達

本新株予約権付社債の発行により、無利息による資金調達を行うと共に、当社の技術・事業開発の進捗及び資金需要に応じて本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができます。

#### 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

本新株予約権付社債は、その特性上、当初には本社債の元本部分の払込みが行われ資金調達が実現できますが、本社債権者が本新株予約権付社債の転換を行わない場合には、手持ち現金を原資として、本新株予約権付社債の償還を実施する予定です。

#### 第14回新株予約権

新株予約権の特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、当該新株予約権の行使に係る払込金額の払込みが行われなため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価額よりも下落する局面においては本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、本新株予約権は、上記に記載したとおり、既存株主保護の観点から一時的な希薄化の抑制と株価への影響の軽減を企図しつつ、事業の進捗に応じて必要な資金調達を行うことを企図して設けられたものであります。また、本新株予約権は、所定の場合には当社が行使を指示することができるため、その場合には当社が行使を指示することにより段階的に資金を調達することができる仕組みとなっております。

本新株予約権については、取得条項が付されており、当社は会社法の規定に従って、2週間前に通知又は公告をした上で、残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができます。

以上から、当社の置かれている現在の状況、他の選択肢とを比較検討した結果、今回ウィズ・パートナーズから提案を受けた、本新株予約権付社債及び本新株予約権という調達手法が最良の選択であると認識しております。

## 第2【売出要項】

該当事項なし。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a - 1 割当予定先1の概要

名称	ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号、その後の改正を含む。)	
組成目的	尊い命を守りより健やかな生活を実現するために独創的な科学上の発見や技術革新あるいは画期的な事業モデルをもとにヘルスケア関連事業を進める企業に投資することを目的として本組合は組成されました。	
組成日	平成26年10月1日	
出資額の総額	15,480,000,000円	
主たる出資者及び出資比率	1. 38.8% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 2. 12.9% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (年金特定信託46626-6030) (同社は企業年金基金の受託者です。) 上記以外に10%以上の出資者はありません。 3. 1.3% 株式会社ウィズ・パートナーズ(本組合の業務執行組合員です。)	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
	代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
	主たる出資者及び出資比率	1. 9.63% 松村 淳 2. 9.09% 東海東京インベストメント株式会社 3. 81.28% その他25名

## a - 2 割当予定先2の概要

名称	THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号、その後の改正を含む。)	
組成目的	日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。	
組成日	平成29年1月20日	
出資額の総額	6,000,000,000円	
主たる出資者及び出資比率	1. 20.00% 日本メナード化粧品株式会社 2. 16.66% あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 上記以外に10%以上の出資者はありません。なお、本組合の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズは1.66%を出資しております。	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
	代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
	主たる出資者及び出資比率	1. 9.63% 松村 淳 2. 9.09% 東海東京インベストメント株式会社 3. 81.28% その他25名

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項なし。
人事関係	該当事項なし。
資金関係	該当事項なし。
技術又は取引等の関係	該当事項なし。

## c 当社と割当予定先の業務執行組合員との間の関係

出資関係	該当事項なし。
人事関係	該当事項なし。
資金関係	該当事項なし。
技術又は取引等の関係	該当事項なし。

## d 割当予定先の選定理由

当社は、当社の置かれている状況、技術力、事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする、第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 <他の資金調達方法と比較した場合の特徴>」及び「<本資金調達において配慮した点>」に記載のとおり、割当予定先が現時点で最良と判断できる調達スキームを提案してきたことに加え、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズが、ヘルスケア産業に強い人的及びビジネス上のネットワークを保有し、ヘルスケア分野での事業展開支援において豊富な経験と実績を持っており、当社の事業内容と経営方針にきわめて理解が深く当社の置かれている状況を十分理解してい

る支援先と考え、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合及びTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合を割当予定先として選定いたしました。

e 割り当てようとする株式の数

・本新株予約権付社債

割当先	株式数
ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合	1,184,640株
THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合	449,346株
合計	1,633,986株

・本新株予約権

割当先	株式数
ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合	11,776個 (目的となる株式の数1,177,600株、新株予約権1個当たり100株)
THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合	4,564個 (目的となる株式の数456,400株、新株予約権1個当たり100株)
合計	16,340個 (目的となる株式の数1,634,000株、新株予約権1個当たり100株)

f 株券等の保有方針

割当予定先のうち、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、尊い命を守りより健やかな生活を実現するために独創的な科学上の発見や技術革新あるいは画期的な事業モデルをもとにヘルスケア関連事業を進める企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成され、またTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成され、当社に対する投資については、「4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の通りに使用されるほか、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズを通して国内外の企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であります。

割当予定先は本新株予約権付社債及び本新株予約権並びに本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針につきましては、以下の通り口頭にて確認しております。

1. 原則として、長期間保有する意思や当社の経営に関与する意思はなく、市場動向、投資家の需要、当社の事業提携先の意向等を勘案しながら売却するとの方針であり、具体的には、市場での売却のほか、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、株主構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標であること。
2. 当社の事業遂行、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使並びに当社普通株式の売却を行うこと。
3. 本件第三者割当に伴い割当予定先は、当社代表取締役より当社普通株式について借株を行う旨を本投資契約へ記載し、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行うこと。但し、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて割当ての転換価額及び行使価額に影響を与える売付けは行わないこと。また、割当予定先は、かかるヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わないこと。

但し、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、当該当社普通株式を市場において売却する可能性があります。なお、当社普通株式の市場売却については、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社の事業開発に協力する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることもありえます。ウィズ・パートナーズが重要事実を知った場合においては、当該重要事実が公表されるまでの期間、インサイダー取引規制上、当社普通株式を株式市場で売却することはできないこととなります。

g 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合及びTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、割当予定先の平成30年5月25日現在の預金残高照会帳票を入手し、本件第三者割当の引受に要する資金約20億円の自己資金を保有していることを確認しており、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込金額の払込みのための資力は十分であると判断しております。

#### h 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合、THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合及びその業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ並びにその代表者及び役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JPRリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号虎ノ門アネックス6階 代表取締役 古野啓介、以下「JPRリサーチ&コンサルティング」という。)に調査を依頼し、以下に記載する方法で調査を行ったとの報告を受けております。

##### 1. 公開情報

登記簿謄本等の官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集

##### 2. 独自情報

公知情報からJPRリサーチ&コンサルティングが独自に構築した反社会的・市場勢力のデータベースとの照合これらの調査を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。割当予定先の主たる出資者である、独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認いたしました。また、他の出資者のうち東京証券取引所に上場する会社についてはコーポレートガバナンス報告書及び行動規範を確認し、未上場企業及び個人については、JPRリサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先、割当予定先の業務執行組合員、及びその代表者並びに割当予定先の出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権又は本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されます。但し、割当予定先が、本新株予約権又は本転換社債型新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡又は担保提供することを妨げません。その場合において、当該譲渡又は担保提供の相手方が金融商品取引法上の「みなし共同保有」者と共に、その時点における当社の発行済株式総数の5%以上を保有することをウィズ・パートナーズが知っていた場合又は、なることが想定される場合には、当社の事前の書面による同意が必要となる旨、本投資契約で合意する予定です。

## 3【発行条件に関する事項】

### a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日(平成30年5月25日)の当社普通株式の普通取引の終値までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均の小数点以下を切り上げた612円を基準株価として、612円といたしました。

本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日の終値までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均の小数点以下を切り上げた価格を基準といたしましたのは、市場における当社株式の売買出来高や株価変動の状況を勘案し、一時的な相場変動による影響を受ける取締役会決議日直前日の終値を基準とするよりも、一定期間の平均値を採用する方が合理的であり、一定期間の平均値を採用する場合の発行価額の決定につきましては、取締役会決議日に近接した短期間ではなく、平成30年5月14日付「平成30年3月期決算短信」において公表した直近の財務状況を踏まえたある程度の期間の方が望ましいと考え、かかる平均値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。参考までに、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の626円に対し2.24%(小数点第3位を四捨五入、以下同様)のディスカウント、発行決議日の前取引日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価(小数点以下切り上げ、以下同様)634円に対し3.47%のディスカウント、また、過去3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価642円に対し4.67%のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件及び本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関であるブルータス・コンサルティングに対して価値算定を依頼しました。

本新株予約権付社債については、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(約3.5年間)、無リスク利率(-0.11%)、株価変動性(52.26%)、発行会社及び割当予定先の行動(当社株価が転換価額の250%を超過した場合は、本新株予約権付社債を取得するものとします。なお、満期日において残存する対象新株予約権付社債がある場合には、額面にて償還するものとします。割当予定先は基本的に株価が本新株予約権付社債の転換価額を上回っている場合、本新株予約権付社債の転換を行い、転換により取得された株式については、市場への影響に留意して1日当たりの平均売買出来高の約10%を目安に売却をするものとします。)、その他本新株予約権付社債の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)とブルータス・コンサルティングの算定した公正価値(額面100円当たり約99円)を比較した上で、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

本新株予約権については、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(約4年間)、無リスク利率(-0.11%)、株価変動性(52.26%)、発行会社及び割当予定先の行動(当社は本新株予約権の発行後、行使指示が可能な場合は、行使指示を行うものとします。当社株価が行使価額の250%を超過した場合は、本新株予約権を取得するものとします。割当予定先は基本的に株価が本新株予約権の行使価額を上回っている場合、かつ、本新株予約権付社債が残存していない場合、本新株予約権の権利行使を行い、行使により取得された株式については、市場への影響に留意して1日当たりの平均売買出来高の約10%を目安に売却をするものとします。)、その他本新株予約権の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、本新株予約権の発行価額は、公正価値と同額の、1個当たりの払込価額を、100円としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。

以上のことから、当社は、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の発行条件は適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断しました。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び上記のブルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について、監査役会として本件第三者割当の担当取締役等による説明を受け、資金調達目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
- ・ブルータス・コンサルティングは企業価値評価実務を熟知しており、また当社経営陣から独立していると認められること。
- ・発行条件等については企業価値評価に定評のあるブルータス・コンサルティングに依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・ブルータス・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権付社債及び本新株予約権のいずれも有利発行に該当しないこと。
- ・上記の点から、ブルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。

#### b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

発行数量に関しては、当社株式の直近6カ月(121取引日)の売買高は10,781,500株、3ヶ月(60取引日)では3,517,900株、1ヶ月(19取引日)では2,071,500株に対し、本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,633,986株、転換期間は約3.5年間。本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,634,000株、行使期間は4年間。本件の対象となる合計株式数3,267,986株を3.5年間で消化するためには、それぞれ直近6カ月の売買高ベースでは一日平均売買高の4.33%、直近3カ月の売買高ベースでは一日平均売買高の6.64%、直近1カ月の売買高ベースでは一日平均売買高の3.76%となり、合理性があるものと考えております。また、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の転換価額及び行使価額は固定されており、割当予定先による過度の売却が割当予定先の利益にそぐわないこと、また保有株式の売却の際には、割当予定先は市場に配慮したうえで行う旨、口頭で伺っていることから、割当予定先による過度な売り圧力とはならないと認識しております。

本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,633,986株であり、転換価額が固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,634,000株であり、本新株予約権については、一定の条件のもと当社の判断により残存している本新株予約権の全部を取得することが可能となり、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

上記のとおり、本新株予約権付社債に係る潜在株式数は最大で1,633,986株、及び本新株予約権に係る潜在株式数は最大で1,634,000株、合計最大で3,267,986株(議決権の数は32,679個であり、平成30年5月28日現在の発行済株式総数14,381,900株(総議決権数143,800個)に対して、合計22.72%(議決権比率22.73%)となります。

当社としましては、企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を迅速に調達する必要があると考えております。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る発行数量は、純資産の充実、及び当社の資金需要に対応する資金を確保できるという点において、有用と判断しております。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権は、転換価額及び行使価額が固定されていることから、株価が転換価額又は行使価額を下回る場合には転換又は行使は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。よって、当社普通株式の市場株価が転換価額及び行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、割当予定先の持つノウハウ、ネットワークを活用して、成長投資を行うことで企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数 (株)	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
大塚製薬株式会社	東京都千代田区神田司町二丁目9番地	4,000,000	28.15	4,000,000	22.67
ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号			2,362,240	13.39
全薬工業株式会社	東京都文京区大塚五丁目6番15号	1,025,800	7.22	1,025,800	5.81
THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号			905,746	5.13
新井 計男	埼玉県川越市	609,900	4.29	609,900	3.46
中村 義一	東京都港区	568,000	4.00	568,000	3.22
藤本製薬株式会社		300,000	2.11	300,000	1.70
中村 恵美子	東京都港区	271,000	1.91	271,000	1.54
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館6階	267,400	1.88	267,400	1.52
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	259,100	1.82	259,100	1.47
宮川 伸	千葉県印西市	248,700	1.75	248,700	1.41
佐々木 桂一	東京都渋谷区	241,100	1.70	241,100	1.37
計		7,791,000	52.82	11,058,986	62.66

(注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4. 割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合及びTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 f. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を原則として有しておりません。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項なし。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項なし。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）平成29年6月29日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第1四半期（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日）平成29年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第2四半期（自平成29年7月1日 至平成29年9月30日）平成29年11月10日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第3四半期（自平成29年10月1日 至平成29年12月31日）平成30年2月14日関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」という。）及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年5月28日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」及び「対処すべき課題」について変更及び追加がありました。

以下に記載の「事業等のリスク」は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

また、以下に記載の「対処すべき課題」は当該「対処すべき課題」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載の「事業等のリスク」及び「対処すべき課題」に記載されたものを除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成30年5月28日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 1. 事業等のリスク

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資家の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針がありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

本項記載の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### 創薬・医薬品開発事業全般に関する事項

当社は、医薬品開発における初期段階（探索研究及び前臨床試験）での研究開発を中心とした創薬事業を主たる事業としております。本分野は、国際的な巨大企業を含む国内外の多数の企業や研究機関等が競い合っています。また、研究開発から製造販売のための承認・許可の取得、上市に至る過程において様々な薬事規制に従い、しかも長期間にわたって多額の資金を投入する必要があります。この創薬事業は下記のとおり不確実性及びリスクを伴うものであります。

##### （イ）医薬品開発の不確実性について

一つの開発候補化合物が医薬品として承認され上市に至るまでには、ヒトでの臨床試験を含む様々な試験によって有効性・安全性が確認されるのみならず、製造・販売に至るまでに様々な関門があり、その全てをクリアする必要があります。

開発過程の各段階において、開発続行の可否を判断する際、中止の決定を行うことは稀なことではありません。このような成功の不確実性は、自社で開発した場合も、あるいは製薬企業にライセンス・アウトした場合

においても、避けては通れないものです。このリスクを低減・分散するため、当社は以下の基本的な対応をとっております。

- ・一つのターゲット(ターゲットタンパク質)に結合するアプタマーについて、有力なものが得られても、幾つかのバック・アップ品を準備することによって、プロジェクトの持続を図る。
- ・互いに独立した複数の開発パイプラインを保有する。

これらによって、一つの開発候補化合物について開発途上で何らかの障害が発生した場合でも、それに伴う事業遂行上のリスクやロスを最小限に留めるよう努めております。

しかしながら、当社のような規模の創薬企業にとって、自社創薬か共同研究かを問わず、開発パイプラインから品目が脱落する影響は大きく、その場合には当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (ロ) 治験の実施について

当社は、米国での臨床開発を推進する拠点として100%子会社であるRIBOMIC USA Inc.を平成29年8月に設立し、RBM-007(抗FGF2アプタマー)について加齢黄斑変性症を対象とした治験計画届出を平成31年3月期に米国FDAに、又、日本国内においては、軟骨無形成症を対象とした治験計画届出を平成32年3月期にPMDAに行い臨床開発を進める予定ですが、有効性及び安全性の評価に関し規制当局からの承認が必要とされ、有効性及び安全性に良い評価が得られなかった場合、外部環境の変化等で事業性の喪失が懸念された場合などには、次の臨床開発段階への進行が遅れる可能性や、臨床開発自体を終了・中止せざるを得ない状況になる可能性があります。

当社は、このような不確実性を低減するために、米国においては、眼科領域を専門とするYusuf Ali氏が米国子会社のCEOに着任すると共に、米国の眼科専門医3名からなる科学諮問委員会の設置、開発ターゲットの疾患領域に精通する医師(キー・オピニオン・リーダー)、非臨床試験・臨床試験・CMC(Chemistry, Manufacturing and Control:原薬及び治験薬の開発)・薬事それぞれに精通する外部専門家(コンサルタント)、並びに規制当局との事前相談を通じた情報収集に基づき試験を設計し実施してまいります。

しかしながら、予めすべての要因を想定することは極めて困難であり、臨床開発の大幅な遅れや中止の可能性、規制当局から追加の試験を求められるなどの事態が発生する可能性があります。このような事象が発生した場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (ハ) 収益の不確実性について

通常、医薬品(開発途上の製品を含む)のライセンスにおいては、契約締結に伴う契約一時金、開発途上におけるマイルストーン収入及び製品上市後のロイヤルティーの受領を予定しています。

しかし、契約を成立させるためには、ライセンシー(ライセンスを受ける相手先)の評価をクリアする一定の条件(有効性等に関する信頼できる試験データ、特許の存在、競合品との優位性の根拠資料等)を有した医薬品候補品を創製する必要があり、また、マイルストーン収入を獲得するためには、ライセンシーによって開発が順調に進み、一定の段階をクリアすることが必要であり、さらにロイヤルティーを得るには、許認可当局からの承認の取得、製造及び販売の全ての段階において成功を収めることが必要であります。

当社は比較的早期の段階の研究開発を基本としているため、その後の開発進捗の不確実性が比較的高い可能性があり、当社及びライセンシーが前述の一連の活動において成功しない、あるいは、製品化(製品の承認取得、製造販売)に成功したとしても、薬価や市場性の問題等から、当該製品に関する事業活動を継続するために必要な採算性を確保する十分な収益を得ることができない可能性があります。

当社は、上記開発プロジェクトの適応疾患の選定及び共同研究やライセンス契約等の提携契約の締結に際して、競合品となる可能性のある既存の医薬品の市場規模等を基に市場性や採算性を検討しておりますが、万一この判断が誤っていた場合、あるいはこの判断の基礎となる状況に変化が発生した場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (ニ) 遵守すべき法的規制等及び医療保険制度等の不確実性について

当社が参画する医薬品業界は、各国における事業規制法及び医療保険制度、その他関係法令等により、様々な規制を受けております。すなわち新規医薬品を製造発売するに当たっては、対象となる全ての国で当該国が定める薬事関連法規に従って一定の基準の下で承認や許可を受ける必要があり、また臨床試験の開始などについても、多くの国で厳しい薬事規制が設けられています。

当社の事業計画は現行の医薬品に関する日本など先進国での承認基準や薬事規制を前提として策定されておりますが、これらの基準及び規制は科学技術の発展に伴って、適時、改定されています。

長期間を要する新薬開発においては、その間にこれらの基準や規制、制度、価格設定動向等が大きく変動する可能性がないとは言えず、また、薬事に関する法的規制等及び医療保険制度等に変更等が生じた場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (ホ) 開発品目に関する潜在的な競合について

当社の潜在的な競合相手は、国内外の大手製薬企業、バイオ関連企業、大学、その他の研究機関等多岐にわたります。

アプタマー創薬を行っている企業は、現時点では当社やドイツのNOXXON社が代表的な会社であり、この分野で公開されている各社の開発ターゲット(開発品目)を見る限り、競合はほとんどありません。

しかし、アプタマー医薬は抗体医薬と類似した作用メカニズムや投与方法などから、ターゲット疾患によっては抗体医薬との開発競争や市場での競合が起こりえます。それら競合相手の中には、マーケティング力、財務状況等について当社やその提携先より優位にある企業が多数あり、当社開発品と競合する製品(特に抗体医薬)を効率よく開発し、生産及び販売する可能性があります。

したがって、許認可当局によって当社の製品候補の販売承認が得られた場合であっても、これら競合相手との競争が生じた場合、また、核酸医薬、特にアプタマー医薬のポテンシーや将来性が大手製薬企業に認識され、参入企業が増加し競争が激化する場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (ヘ) 賠償問題発生リスクについて

医薬品の臨床試験を実施する際には、薬剤の副作用などに伴う健康被害に対する賠償問題が発生するリスクを伴います。これに関し、治験薬保険などの保険への加入によって、こうした事態が発生した場合の財政的負担を最小限にする対応を図ってまいります。

また、医薬品の製造及び販売に伴う副作用等での健康被害に対し、製造物責任により賠償を負うケースが発生する可能性があります。

開発段階での候補品のライセンス・アウトを予定している当社の事業形態からは、販売後の医薬品が引き起こす健康被害による製造物責任を当社が負う可能性は極めて低いものです。しかし、開発に関与した者として何らかの責任を追及され、ライセンスから賠償金を請求される可能性は皆無とは言えず、このような場合等には当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (ト) 技術革新について

当社は「RiboARTシステム」というアプタマー創薬に関する基盤技術を保有しており、あらゆるターゲットに対応したアプタマー医薬の開発を可能にしているという点で優位性を有していると認識しております。医薬品産業においては技術革新が活発であり、当社が認識している優位性を維持し続けるためには、これまでに培った「RiboARTシステム」のさらなる発展、向上を図るだけでなく、新規技術の開発に鋭意取り組む必要があります。

しかしながら、当社の計画どおりに研究開発が進捗しない場合や急激な技術革新等により新技術への対応に遅れが生じた場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

### 当社事業遂行上の事項

#### (イ) アプタマー創薬について

当社の創薬対象であるアプタマー医薬は、これまで医薬品として用いられてきた低分子医薬品、ワクチン、抗体医薬品に次ぐ新しいカテゴリーである核酸医薬品に属するものです。

核酸医薬品は開発の歴史が浅く、現在までに5品目が上市されただけで、多くは開発途上にあります。このため、製品の効果や安全性、製造方法及び製造コストなどにつき十分な経験、実績が確立されているとは言えず、予期せぬ副作用や製造上の問題又は課題が発生する可能性があり、このような場合等には当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はアプタマー創薬の基盤技術であるSELLEX法に関する特許の使用許諾を米国・アルケミックス社より受けていましたが、当該特許は、日本及びヨーロッパにおいて平成23年6月、米国において平成26年9月に失効しました。これに伴い、当社はアルケミックス社との契約を終結させ、自由にSELLEX法を実施できる環境となりました。

しかし、同時に、こうした状況下では大手製薬企業等によるアプタマー創薬への新規参入が想定されます。その場合には、わが国で先駆的にアプタマー創薬に着手してきた当社の研究者の引き抜きや流出に加えて、限られた原薬製造設備の争奪が生じる可能性もあります。

当社としては、将来のこうした状況に備えて、独自の「RiboARTシステム」の開発、知財の取得、ノウハウの蓄積に鋭意努力すると同時に、研究員のリテンションのための施策を講じ、また、アプタマー原薬の製造会社との良好な取引関係の推進や、核酸科学やアプタマーの研究者・研究機関とのネットワークの維持等の対応を行っております。しかし、アプタマー創薬への新規参入企業が増加する場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (ロ) 特定の提携契約に依存した事業計画について

当社は、現時点で、特定の製薬企業との限られた少数の共同研究契約及びライセンス契約を主軸とする事業計画を有しております。

しかしながらこのような提携契約は、相手先企業の経営環境の極端な悪化や経営方針の変更など、当社がコントロールし得ない何らかの事情により、期間満了前に終了する可能性及び当社の想定と異なる事態が生じる可能性があります。

このような事態が発生した場合には、他の製薬企業との新たな提携等により当社事業計画への影響を最小限に食い止める所存ではありますが、これが適時に実現できる保証はなく、このため当社の希望どおりの事業活動ができず、若しくは制約を受け、その結果、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社が現時点で有している主な提携契約としては、大正製薬株式会社との共同研究契約及びアステラス製薬株式会社との共同研究契約並びに藤本製薬株式会社と平成26年4月に締結したRBM004(抗NGFアプタマー)に関するライセンス契約、大塚製薬株式会社と平成29年5月に締結したRBM001(抗MKアプタマー)に関するライセンス契約があります。これらを含め、当社の事業展開上、重要と思われる契約の概要は第14期有価証券報告書「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しておりますが、当該契約が期間満了、解除、その他の理由に基づき終了した場合若しくは当社にとって不利な改定が行われた場合、又は契約の相手方の財務状況が悪化したり、経営方針が変更されたりした場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このうちライセンス契約によるライセンス・アウト後の収入については、所定条件の達成による収益であることから、ライセンス・アウト後の開発の進捗状況によっては予定された収益の計上時期が遅れたり、それが得られない等により、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、第14期有価証券報告書「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載した契約の中には、一定の解除事由を定めているものがあります。

#### (ハ) 新規パイプライン創出について

当社は、今後も新規医薬品の候補アプタマーを自社あるいはアカデミアとの連携を通じて創出し、自社創薬品目あるいは共同研究品目の候補としていくことを基本戦略としております。

この戦略を確実に推進するため、製薬企業との情報交換による需要の発掘やアカデミアとの産学連携等により、Unmet Medical Needsを満たす新規パイプラインの選定・獲得・創出の可能性を高める努力を続けております。

また、国内外の製薬企業との情報ネットワークを活用して需要のある候補ターゲットを早期に探知し、新規パイプラインの可能性を追求してまいります。

しかしながら、現在すでに開発途中にあるもの以外の候補アプタマーを、適宜、創出できる保証が100%あるとは言えず、そのような場合には、当社の事業計画の変更を余儀なくされる等により、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 会社組織に関する事項

##### (イ) 小規模組織であることについて

当社の人員は、本有価証券届出書提出日現在、役員8名(取締役5名、監査役3名)、従業員22名と小規模であります。当社の研究開発活動については、比較的少人数による体制(取締役1名、従業員16名)を敷いておりますが、研究開発段階における提携関係と業務受託企業の積極活用により、既存パイプラインの開発並びに新規薬剤候補化合物の探索を推進しております。今後は、既存パイプラインの開発推進及び新規薬剤候補化合物のパイプライン化に伴い、さらなる研究開発人員の増加を計画しております。

また、管理部門(内部監査室を含む)の人員は本有価証券届出書提出日現在で7名(取締役1名、従業員6名)であり、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大に伴い、管理部門につきましても増員を図る方針であります。

しかしながら、計画通りの人員の確保ができない場合、あるいは既存人員の流出が生じた場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

##### (ロ) 特定人物への依存について

当社はこれまで、創業者で当社の競争力の源となっている「RiboARTシステム」の創出者であり、多くの社有特許の発明者でもある東京大学医科学研究所教授であった中村義一(現 当社代表取締役社長、東京大学名誉教授)を中心として、基礎研究・研究開発をはじめとする事業の全般を推進してまいりました。当社設立は、同氏の研究成果の事業化を目的とするものであり、また、現在の当社と東京大学との共同研究においても中心となっていることから、当社の研究開発活動において重要な位置付けを有しており、その依存度は極めて高いと考えられます。

当社は、今後においても代表取締役としての同氏の会社経営の執行が必要不可欠であると考えており、何らかの理由により同氏の会社経営の執行が困難となった場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

##### (ハ) 研究開発に関する一部外部委託について

当社は、広く社外にも専門的な意見を求め、さらに機動的な事業運営を図るため、主に以下に掲げる研究開発項目の一部について、外部機関に業務委託を行っております。

- ・原薬（前臨床試験用及び臨床試験用の各種アプタマー）、治験薬の製造業務
- ・前臨床試験の実施
- ・臨床試験の実施

特に、原薬製造元との製造委託取引は今後も継続していく方針であり、また代替先も確保しておりますが、自然災害や所在国における不測の事態等により、当該製造元から安定的な原薬供給が受けられなくなり、かつ速やかに代替先への移行が行われなかった場合、当社の研究開発の推進に支障をきたし、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、上記以外の業務の委託についても、当社にとって不利な契約改訂が行われた場合又は予期せぬ事情により契約が終了した場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、今後の事業の拡大に合わせて上記以外の業務についても、機動的な事業運営を図るため、外部機関に業務委託を行ってまいります。速やかに適切な業務委託先が確保出来なかった場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

## (二) 自然災害について

当社は、事業活動の中心となる研究設備や人員が本社周辺に集中しており、地理的なリスク分散ができておりません。この地域において地震等の大規模な災害が発生した場合には、設備等の損壊、事業活動の停滞等により、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

## (ホ) 大学等との共同研究について

当社は東京大学を含め、複数の大学等公的機関と共同研究を実施してまいりました。今後もこれらの共同研究を継続していく考えております。

東京大学医科学研究所には社会連携講座（「RNA医科学」社会連携研究部門）を設置し共同研究を実施しており、その下で同研究所の施設（実験区画、動物試験施設等）や各種のインフラの利用が可能となっており、当社の研究推進に大きく寄与しております。

しかしながら、法令改正等、何らかの事情により東京大学の社会連携講座が大学において継続されず、又は共同研究契約が解消された場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

## 大株主に関する事項

平成30年3月31日時点で大塚製薬株式会社は当社発行済株式総数の28.14%（4,000,000株）を保有しておりますが、重要性の観点から非持分法適用会社となっております。また、大塚製薬株式会社は大株主ではありますが、当社の経営的支配を目的として出資をしていないため、当社の経営判断等に関して影響力を行使するなどの制約を当社に与えておりません。

また、大塚製薬株式会社とはライセンス契約が締結されております。当社はライセンス品目の事業化に向け、大塚製薬株式会社との協力関係を維持してまいりますが、将来において大塚製薬株式会社の経営方針やグループ戦略が変更され、協力関係が解消された場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 上記の大塚製薬株式会社の持株比率は、既開示の有価証券報告書の記載に合わせて小数点以下第3位を切り捨てております。一方、本有価証券届出書「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 5 第三者割当後の大株主の状況」における割当前及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## (イ) 大塚製薬株式会社との取引関係

大塚製薬株式会社との間において、平成30年3月期における取引はありますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ロ) 大塚製薬株式会社とのその他特別な関係

大塚製薬株式会社との間において特別な関係はありません。

知的財産権に関する事項

(イ) 特許の状況について

当社の出願中の各特許については、特許出願時に特許性等に関する調査を行ってはおりますが、全ての特許出願について特許査定が受けられるとは限りません。開発品をカバーする出願中の特許が成立しなかったり、カバーする範囲が狭い場合、ライセンス・アウトが出来ず、又は出来たとしても低額な対価しか得られず、当社の事業戦略や経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。また、特許が成立した場合にも、これらの権利を維持していくための費用が今後当社の負担になる可能性もあります。なお、当社の研究開発に関する主要な特許は、第14期有価証券報告書「第1 企業の概況 3 事業の内容」の項で示したとおりです。

さらに、医薬品業界においては、日々熾烈な新薬の開発競争が世界的に繰り広げられており、他社において優れた発明が行われる可能性は常に存在し、当社の特許が成立し、当社技術を保護できた場合においても、他社の特許や技術により、当社の特許が淘汰又は無力化される可能性は否定できません。

なお、本項に記載した事項については、現在、当社が開発中のプロジェクトに関して、その実施に支障若しくは支障の発生を懸念される事項は、調査した限りにおいて、存在していません。

(ロ) 訴訟及びクレームについて

当社においては、その事業が第三者の特許権等に抵触することを未然に防止するため、事業の着手及びその過程において、特許事務所や専門家による特許調査を適宜実施しており、現時点において第三者特許への抵触の可能性は低いものと認識しております。

また、本有価証券届出書提出日現在において、当社の事業に関する特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟及びクレームが発生している事実はありません。

しかしながら、当社のような創薬を事業とする研究開発型の企業にとって、事業に対する差止請求、損害賠償請求、実施料請求等の知的財産権侵害問題の可能性を完全に排除することは困難であります。万が一、当社が第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、案件によっては解決に時間及び多大の費用を要する可能性があります。特に第三者の特許権等を侵害して事業を行っていた場合、当該第三者から差止請求権や損害賠償請求権を行使されたり、高額な実施料の請求等により、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 特許の確保について

当社は、事業に必要となる職務発明につき、その発明者である役員・従業員等から特許を受ける権利を譲り受けた場合、当社は発明者に対して特許法第35条第3項に定める「金銭その他の経済上の利益(相当の利益)」を与えなければなりません。当社は社内に周知された規程に則り、発明者の認定及び金銭の支払を実施しているため、これまでに金銭の額等について発明者との間で問題が生じたことはありませんが、その可能性を将来にわたり完全に排除することはできません。紛争が生じた場合や、発明者に追加の対価を支払わなければならない場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) 情報管理について

当社の事業において、研究若しくは開発途上の知見、技術、ノウハウ等は非常に重要な機密情報であります。その流出リスクを低減するため、当社は、役職員、取引先等との間で、守秘義務等を定めた契約を締結するなど、厳重な情報管理に努めております。

しかしながら、役職員、取引先等によりこれが遵守されなかった場合には、重要な機密情報が漏洩する可能性があり、このような場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

## 経営成績に関する事項

## (イ) 過年度における業績推移について

当社の主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
事業収益 (千円)	151,220	479,871	121,911	93,773	64,727
営業利益又は営業損失 ( ) (千円)	414,475	6,180	532,389	785,903	899,894
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	210,881	13,195	322,103	658,864	751,609
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	162,525	134,584	324,703	706,894	694,797

当社は、平成15年8月に設立された業歴の浅い企業であります。したがって、今後当社が継続的な成長や、経常的な営業キャッシュ・フローを獲得できるか等を予測する客観的な判断材料としては、過年度の経営成績だけでは、不十分な面があると考えられます。

## (ロ) マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社は、医薬品の研究開発を事業とするベンチャー企業であり、製薬企業との共同研究や開発品の製薬企業へのライセンス・アウトにより収益を得ることを事業の中核としております。医薬品の研究開発では当初から多額の資金が必要になる反面、安定的な収益の計上にいたるまでには相当な期間を要し、当初は期間損益がマイナスになるのが一般的な傾向です。平成27年3月期を除き、創業以来、平成29年3月期まで当期純損失を計上してまいりました。当社は既にライセンス・アウトしたパイプラインに続く、後続のパイプラインのライセンス・アウトや新規共同研究契約の獲得を推し進めてまいりますが、将来においてこれらの施策が計画通りに進展しない場合、予定した当期純利益を計上できず、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が遅れる可能性があります。

## (ハ) 資金調達について

当社は、研究開発型企業として多額の研究開発資金を必要といたします。事業計画が計画通りに進展しない等の理由から資金不足が生じた場合には、提携内容の変更、新規提携契約の獲得、新株発行等の方法により資金需要に対応してまいります。しかし必要なタイミングで資金を確保できなかった場合には、当社プロジェクトの推進や事業の継続に重大な懸念が生じる可能性があります。

また、今後において、さらなる事業拡大等のための資金調達の方法として新株や新株予約権証券などを発行する可能性があります。新株発行の結果、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

## 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化に関する事項

当社は、優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を導入しており、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の決議において承認を受け、新株予約権を取締役、従業員及び社外協力者に対して付与いたしました。これらの潜在株式の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを必要に応じて実施することを検討いたします。したがって今後付与される新株予約権の行使が行われた場合にも同様に、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

## 2. 対処すべき課題

当社は、アプタマーの医薬品としての研究開発を行い、製薬企業にライセンス・アウトした時に受け取る契約一時金、開発進行に伴ってその節目に受領するマイルストーン収入、製品上市後に受け取るロイヤルティー及び共同研究に伴って得られる共同研究収入などにより収益を獲得する創薬事業を展開しております。このようなビジネスモデルにおいて、継続的かつ安定的な収益の確保の実現と、今後の飛躍に向けた中長期の経営課題として、「リボミック・アプタマーの自社臨床試験の実施とPOC取得」、「海外メガファーマとの複数アライアンスの締結」、「臨床試験推進のための財務基盤の拡充」を掲げ、これにより「世界のアプタマー医薬品開発における主要な地位確立」を目標としております。この、経営課題の実現に向けて以下について、特に重点的に取り組んでおります。

## ：自社での臨床Proof of Concept（臨床POC）獲得に向けた開発推進

## ・ 自社臨床試験の実施

当社は、これまでの経験をふまえ、将来において当社が大きく飛躍するためには、自社で臨床試験を実施することが必要であると考えております。具体的には、RBM007による加齢黄斑変性症を対象とした治験計画届出を平成31年3月期の第1四半期中に米国FDAに、軟骨無形成症を対象とした治験計画届出を平成32年3月期を目途にPMDA（米国FDAに相当する日本の審査機関）に行い、臨床POC獲得までの臨床開発を進めてまいります。

定です。これに向けて社内は当然のことながら、外部委託機関の有効活用や国内外の医学専門家の協力を得て推進するとともに、これらの進捗管理を図りスケジュールに遅れることなく取り組んでまいります。すでに、加齢黄斑変性症の治験を進める目的で、RIBOMIC USA Inc.を当社の100%子会社として米国Berkeleyに開設し、CEOならびに学術臨床医チームを組織して、必要な体制を整えました。さらに、臨床POC獲得までの状況に応じて資金調達を実施し、パイプラインの価値を極大化するための臨床開発資金を確保してまいります。

#### ・医薬品条件付き早期承認制度の活用

平成29年10月20日に、厚生労働省から、重篤な疾患であって有効な治療法が乏しく患者数が少ない疾患等を対象とする医薬品について、我が国での治験実施が困難、あるいは実施可能であっても治験の実施にかなりの長時間を要すると認められる場合に、承認申請時に検証的臨床試験以外の臨床試験等で一定程度の有効性及び安全性を確認した上で、製販後に有効性・安全性の再確認等のために必要な調査等を実施すること等を承認条件により付与する取扱い等を整理し、明確化することにより、企業における開発予見性を高め、早期の実用化を促進する「医薬品条件付き早期承認制度」を実施することが公表されました。軟骨無形成症は、本邦における患者数は約6,000人と推定され、未だ効果的な医薬のない、重篤な希少疾患です。そのため、当社における、RBM-007を用いた軟骨無形成症薬の開発においては、第1・第2相の有効な結果を揃えて、当該制度による早期承認を取得したいと考えております。これにより、大幅な開発コストと時間を短縮し、患者への治療薬の早期提供が可能になるものと期待しています。

### \_\_ : 各創薬プロジェクトの開発ステージのアップとこれを支える新規技術開発

#### ・自社パイプラインの充実と質の高いデータの構築

持続的な企業成長を実現するためには、良質な自社パイプラインを選定、拡充し、各々について製薬企業の評価に耐え得る試験データを取得していくことが重要と考えております。新規テーマの選定にあたっては、大手製薬企業における重点領域、既存薬剤による医療ニーズの充足度等を調査し、最適な創薬ターゲットと適応疾患を選定するよう努めてまいります。しかし同時に、経営資源の集中のため、一度着手したテーマについても、一定期間の後に適切な評価を実施し、必要に応じて、開発ラインから除外する判断も必要であると認識しております。

#### ・新規技術の開発

今後、アプタマー医薬への参入企業が増えてきた場合でも常に技術の優位性を保てるように、新規のアプタマー創薬技術の開発に努めてまいります。具体的には、アプタマー創製の新技术の開発、次世代シークエンサーとコンピュータ科学を利用したアプタマー探索の人工知能技術の開発、アゴニスト・アプタマー（受容体作動薬）や細胞内への取り込み可能なアプタマー、細胞膜貫通型のタンパク質と結合するアプタマーなどの創製に繋がる技術を目指し、これまでに培った技術のさらなる発展、向上を図ってまいります。

### \_\_ : 製薬企業との新規アライアンスの締結

#### ・ライセンス活動の推進

ライセンス・アウトを目標とした共同研究の実現や、自社パイプラインのライセンス・アウトを図るべく、国内外の製薬企業への営業活動、学会での発表や学術雑誌への論文掲載等を通じて、当社の技術と製品を国内外にアピールする活動を継続してまいります。

#### ・共同研究の推進

大手製薬企業との共同研究は、安定的な収益源となるだけでなく、当社のアプタマー創製に関するスキルアップにつながり、同時に、大手製薬企業の技術を活用して開発を迅速に進められることから、既存の契約での成果創出と同時に、新規提携に努めてまいります。

### ： ~ を実現するための体制強化

#### ・コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、アプタマー創薬企業としてアプタマーを素材とする新薬を次々と創製し、継続的な成長と企業価値の最大化を図り、医薬品開発をとおして社会に貢献できる企業を目指しております。このような企業として社会的責任を果たしていくために、社外取締役を2名体制にしている他、コーポレートガバナンス・コードへの対応も継続して進めてまいりました。コーポレート・ガバナンス体制の強化により経営の健全性や透明性の向上を継続的に図っていくことは、最も重要な課題の一つであると認識し、取り組んでまいります。

#### ・組織体制の整備と、人材の育成・登用

当社は、上記の課題に対応し、当社事業の継続的な発展を実現するためには、それに対応する組織体制の整備と、人材の育成・登用を図ることが重要と考えております。過年度から当事業年度までにおいて、4部門（探索研究部・事業開発部・経営企画部・管理部）で、40歳前後の部長を登用するとともに、新たに法務部を新設し

て、その責任者に法務・コンプライアンスに豊富な経験を持つ人材を採用し、組織体制の強化を図りました。今後も事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を育成し必要なポジションに登用する他、豊富な経験を有する人材の採用、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社リボミック 本店

(東京都港区白金台三丁目16番13号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

### 第五部【特別情報】

該当事項なし。